

京都市教育委員会教育長訓令甲第8号

高等学校

京都市立高等学校の教職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月28日

京都市教育委員会

教育長 高桑三男

第5条を次のように改める。

(育児短時間勤務教職員等の週休日等)

第5条 規則第6条第2項の規定による育児短時間勤務教職員及び再任用短時間勤務教職員の週休日及び勤務時間の割り振りは、校長が職員ごとに定める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)